

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市キャリア教育支援委員会設置要綱を次のように定める。

平成 25 年 月 日

安曇野市教育委員会  
委員長

安曇野市キャリア教育支援委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童生徒のキャリア教育の推進を支援するため、産学官の連携による安曇野市キャリア教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「キャリア教育」とは、児童生徒一人一人が「生きる力」を身につけ、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育で、主に市内の小学校及び中学校が実施する職場見学及び職場体験学習をいう。

(任務)

第 3 条 支援委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) キャリア教育の推進のための支援に関する基本的な方針を定めること。
- (2) キャリア教育の推進のための支援に関する調査及び研究を行うこと。

(組織)

第 4 条 支援委員会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、企業関係者、PTA関係者、学校関係者及び行政関係者から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 支援委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。

2 会長は、会議を総理し、支援委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 支援委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長を行う。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 支援委員会事務局は、教育委員会学校教育課内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年 月 日から施行する。